(2) (1)のサービスの提供は、交換公文3(b)の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) ベトナム人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、交換公文3(b)の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文3の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文5の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2　ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第五に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

(2) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3　受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四　受入れ調整機関によるあっせん等

一　受入れ調整機関の設置の手続

日本国政府は、受入れ調整機関を公募し、受入れ調整機関に適当な者を選定し、当該者を交換公文11(b)(i)に規定するベトナムの調整のための機関（以下「ベトナム調整機関」という。）に対し、同(c)(i)に規定する契約を結ぶ機関に適当なものとして推薦する。その後、当該者は、交換公文11(c)(i)に規定する契約を結ぶため、ベトナム調整機関と協議を行うものとする。

二　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1　受入れ機関の募集、あっせん等

受入れ調整機関は、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、ベトナム調整機関と協力して、受入れ機関及びベトナム人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、受入れ調整機関は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、交換公文に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2　ベトナム人看護師等の円滑な受入れのための協力

受入れ調整機関は、外務省等の関係機関と連携し、ベトナムにおいて実施されるベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3　日本語研修実施機関等との連携

受入れ調整機関は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4　受入れ機関からの報告の受理

(1)　定期報告

イ　ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士の受入れ機関は、当該ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を受入れ調整機関に報告するものとする。

(2)　随時報告

イ　受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。以下このイ及びニにおいて同じ。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該ベトナム人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているベトナム人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ヘ　受入れ機関は、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ト　受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

チ　介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

リ　介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このリにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ヌ　受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。